

第6次 入間市総合計画
前期基本計画
(平成29年度～33年度)

～ 香り豊かな緑の文化都市 ～

< 抜粋版：入間市総合教育会議検討資料 >

入 間 市

第2編 基本構想

- 1 10年間のまちづくりの目標
- 2 計画構成、計画期間
- 5 計画の基本的視点
- 6 施策の大綱

第4編 前期基本計画(第2章 学びあいのまちづくり)

第1節 生涯学習の推進

- 第1項 学習環境の充実
- 第2項 学習活動の充実
- 第3項 学習成果の活用

第2節 学校教育の推進

- 第1項 学校教育体制及び学習環境の充実
- 第2項 学校教育の充実

第3節 社会教育の充実

- 第1項 社会教育環境の充実
- 第2項 家庭・地域の教育力の向上
- 第3項 青少年教育の充実
- 第4項 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援

第4節 生涯スポーツの充実

- 第1項 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 第2項 スポーツ環境の整備

資料編

人間市振興計画審議会(答申)

■ 第2編 基本構想 ■

1 10年間のまちづくりの目標

本市が目指す10年間のまちづくりの目標は次のとおりとします。

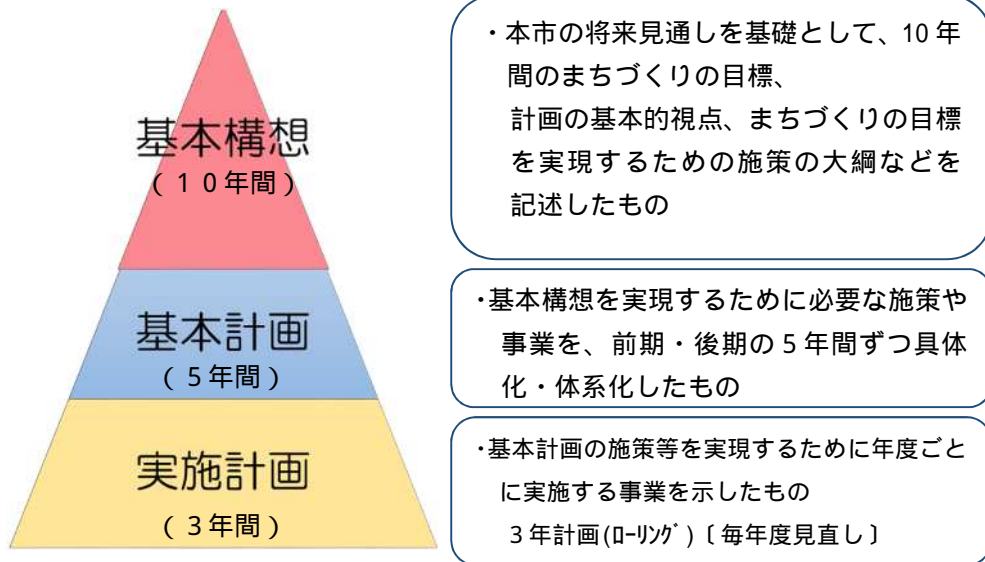
みんなで作る 住みやすさが実感できるまち いるま

この目標は、平成26年度に「次期総合計画基本構想検討市民会議」において選定されたテーマで、市民が主体となって、みんなが住みやすいと感じられるようなまちづくりを10年間にわたって進めていくという意味が込められています。

2 計画構成、計画期間

この総合計画は、基本構想、基本計画および年度ごとに策定する実施計画で構成します。

総合計画の構成



基本構想は、平成29年度を初年度として、平成38年度を目標年次とする10年間の期間とします。

計画期間



5 計画の基本的視点

本計画の策定にあたって重視すべき基本的な視点について、次のとおり示します。

ここで示す6つの基本的視点は、計画策定の背景と課題に対応する形で、総合計画の各分野における施策を横断する重点的なテーマとして設定するものです。

(1) 人口の減少、少子化・高齢化への備え

- すべての世代で支え合う社会の構築
- 人口の規模・年齢構成の変化に対応した行政運営の構築
- 子育て世代、高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進
- 住みやすく働きやすいまちづくりの推進

(2) 安全で安心な暮らしを守る

- 災害に強いまちづくりの推進
- 犯罪や事故のないまちづくりの推進
- 市民生活における安全の確保
- 環境にやさしいまちづくりの推進
- いのちや健康を守るまちづくりの推進

(3) 厳しい財政状況における行政運営

- 効果的、効率的、計画的な行財政運営の推進
- 市民と行政の役割分担の見直し

(4) 将来にわたって持続可能なまちづくり

- 人口構造の変化に対応したまちづくりの推進
- 公共施設の適正な管理と活用

(5) グローバル社会への対応と情報通信技術の利活用

- グローバル社会への対応と国際感覚の醸成
- 外国人市民が暮らしやすいまちづくりの推進
- 情報通信技術（ICT）を活用したまちづくりの推進

(6) 新たな自治のあり方への対応

- 地域コミュニティの再構築
- 市民参画・市民との協働のさらなる推進
- 自立した自治体の構築

6 施策の大綱

第1章 つながり大切にしまちづくり（人権、コミュニティ、交流）

〔目標〕市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、誰もがまちづくりに参画・参加できる環境を整え、コミュニティ活動をはじめとしたさまざまな市民活動の充実を図ることで、市民同士や団体、各地域のつながり大切にしまみんなが住み続けたいまちをつくりまします。

第2章 学びあいのまちづくり（生涯学習、教育、スポーツ）

〔目標〕子どもから大人まで、市民が生涯にわたって学びを続けることができ、学びの場としての学校教育や社会教育を充実させ、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちをつくりまします。

第3章 ささえあいのまちづくり（福祉、健康）

〔目標〕地域福祉を基盤として、市民同士の支え合いを中心とした福祉を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携によって、いのちと健康を守る取組を進めていくことで、市民一人ひとりが健康で快適な生活を送ることができるまちをつくりまします。

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり（都市環境、生活環境、自然環境）

〔目標〕計画的な土地利用を進める中で、都市基盤の維持改善に取り組むとともに、生活環境と自然環境それぞれの環境を守ることで、快適で利便性の高い、市民にとって住みやすさが実感できる緑豊かなまちをつくりまします。

第5章 活気に満ちたまちづくり（産業、観光、市民文化）

〔目標〕市内のさまざまな産業の振興を図るとともに、地域の特性を生かした観光資源のアピールや新しい市民文化を創造し発信に取り組むことで、まちそのものの活気、そこに住むひとの活気に満ちたまちをつくりまします。

第6章 安全で安心してらせるまちづくり（危機管理、交通安全、生活安全）

〔目標〕市民生活の安全を確保するために、さまざまな災害に対応する危機管理の体制を確立するとともに、交通安全の推進や、日常生活におけるさまざまな不安の解消にも取り組み、市民が安全で安心してらせるまちをつくりまします。

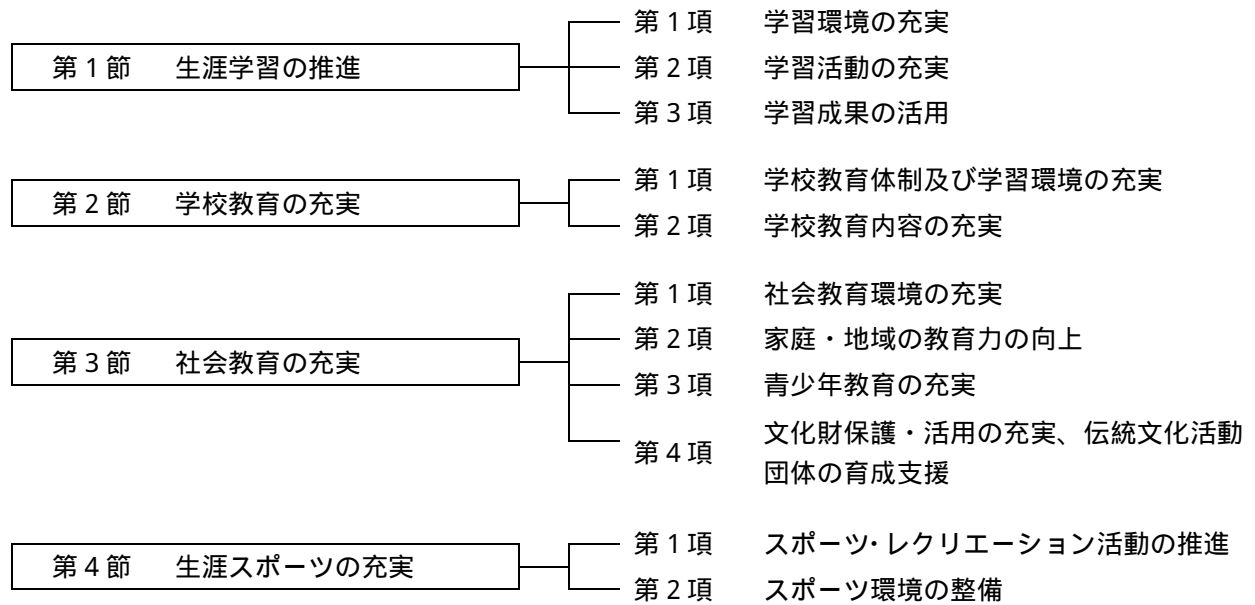
■第4編 前期基本計画■

第2章 学びあいのまちづくり（生涯学習、教育、スポーツ）

章の目標

子どもから大人まで、市民が生涯にわたって学び続けることができ、学びの場としての学校教育や社会教育を充実させ、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちをつくりまします。

施策体系



関連する基本計画等：『教育振興基本計画（教育大綱）』

第1節 生涯学習の推進

政策目標

だれもが生涯にわたって、いつでも、どこでも学ぶことができ、学んだことを暮らしや地域に活かすことのできるまちを目指します。

生涯学習とは、各個人が行う組織的ではない学習（自主学习）のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人ひとりがその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動。

社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）。

重点的取組

学習環境の充実

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
生涯学習活動をしている人の割合	生涯学習に関する市民アンケートの結果から、生涯学習活動の充実度を判断します。	57.9%	60.0%
学習成果を活用している人の割合	生涯学習に関する市民アンケートの結果から、生涯学習の成果の活用度を判断します。	14.8%	18.0%

第1項 学習環境の充実

施策の目指す姿

市民一人ひとりが主体的に学び続けることができる環境が充実したまち。

施策の現状

現代的・社会的課題および市民ニーズに対応したさまざまな学習機会を提供し、その情報は広報するま、市公式ホームページ、ブログ等で幅広く発信しています。

施策の課題

- ・より多くの市民に学習情報を提供する必要があります。
- ・さまざまな市民ニーズに対応できる学習情報の提供、学習機会の充実が必要です。

施策の方向性

学習情報の提供

より多くの生涯学習情報を収集・整理し、さまざまな媒体を活用して情報提供を図ります。

学習機会の充実

さまざまな市民ニーズに対応し、生涯学習の機会を充実します。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
学習情報提供数	生涯学習情報紙の発行部数やホームページへのアクセス件数により充実度を判断します。	99,280部 5,036件	100,280部 5,300件
生涯学習事業の実施数	事業の実施数により、学習機会の充実度を判断します。	年4事業	年4事業
生涯学習事業への参加者数	事業への参加者数により、学習環境の充実度を判断します。	7,810人	8,200人

協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民活動団体との協働により、生涯学習環境の充実に取り組みます。

第2項 学習活動の充実

施策の目指す姿

さまざまな課題の解決に向けて、市民や市民活動団体が目標を共有し、学び合い、支え合い、高め合うことのできるまち。

施策の現状

生涯学習の成果等を発表する機会の提供に努めています。また、学習活動への参加を促進する事業、市民活動団体、企業・大学等が連携して生涯学習を推進する事業等を実施しています。

施策の課題

- ・市民がともに学び合う意識を醸成するための環境整備が必要です。
- ・現代的・社会的課題の解決に向けて、市民活動団体、企業・大学等の連携協力の充実が必要です。

施策の方向性

市民の学び合いの促進

市民がともに学び合うための、環境整備に取り組みます。

団体間の連携の促進

現代的・社会的課題の解決に向けて、市民活動団体や企業・大学等が連携協力し合える体制を整備します。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
生涯学習を推進する市民活動団体の会員数	会員数により、充実度を判断します。	10人	25人
市民活動団体等の連携協力による事業数	連携協力による事業数により、促進の度合いを判断します。	年2事業	年2事業

協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民活動団体との協働により、市民がともに学びあえるような環境づくりに取り組みます。

第3項 学習成果の活用

施策の目指す姿

市民一人ひとりが、学習の成果を地域づくりに活かすことのできるまち。

施策の現状

学習の成果を地域に活かす事業を実施しています。また、現代的・社会的課題に対応したワークショップ等を開催しています。

施策の課題

- ・学習の成果を地域づくりに活かすための機会の充実が必要です。
- ・現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実が必要です。

施策の方向性

学びを活用する機会の充実

学習の成果を地域づくりに活かす機会を充実します。

学習機会の充実

現代的・社会的課題に対応した学習機会を充実します。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
講師数	生涯学習に関する市民講師の人数により、充実度を判断します。	57人	60人
事業の実施数	現代的・社会的課題に対応した事業の数により、充実度を判断します。	年17事業	年17事業

協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民活動団体との協働により、市民の学習成果をまちづくりへの活用に取り組みます。

第2節 学校教育の充実

政策目標

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、子どもたちが「生きる力」を育むことのできる、教育を大切にすまちなちを目指します。

この節における「子ども」の定義

基本的には義務教育に係る小・中学生を意味している。「子ども未来室事業」においては0～20才までの段階を総称して「子ども」ととらえている。

重点的取組

学校教育内容の充実

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
学校における学習についての充実度	国や県の学習状況調査により、学習充実度を判断します。	95.0%	105.0%

教育体制および教育環境についての充実度	学校評価（自己評価、学校関係者評価）により、教育体制、教育環境の充実度を判断します。	80.0%	90.0%
小・中学校の施設や教育内容に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、学校教育体制、学習環境、学校教育内容の充実が図られているかを判断します。	0.083	0.133

第1項 学校教育体制及び学習環境の充実

施策の目指す姿

児童生徒に対する教育的支援が充実し、子どもたちの「生きる力」を育むことができるまち。

施策の現状

「学校力（質の高い授業・優れた教育計画・効果的な学校運営の総体）」および「教職員の指導力」の向上を目指してさまざまな施策を実施し、徐々に成果があがっています。また、学校における不登校、いじめ、暴力行為は減少傾向にあります。さらに、「子ども未来室事業」により、誰もが学びやすい環境は整いつつあり、いわゆる「小1プロブレム*」や「中1ギャップ*」等の問題も改善傾向にあります。

施策の課題

- ・子ども、保護者や地域住民の願いを活かし、地域に根ざした「特色ある学校づくり」をさらに推進していく必要があります。
- ・学校における生徒指導および教育相談体制をさらに有機的なものとし、非行問題行動や不登校、いじめ問題などの更なる改善を図る必要があります。
- ・「子ども未来室事業」の更なる推進を図り、すべての子どもたちの豊かな育ちと学びを実現し、一人一人の自立を総合的に支援していく必要があります。

施策の方向性

学校経営の充実

特色ある学校づくり、保護者・地域との連携を活かした信頼される学校づくりを推進します。

生徒指導・教育相談の充実

生徒指導および教育相談体制の整備、いじめ問題の対応や適応指導教室の充実などを図ります。

子ども未来室事業の推進

就労までを見据えた幼児児童生徒の発達の支援、異校種間等の円滑な接続の実施、子育て中の親の支援、特別支援教育の充実など、子ども未来室事業を推進します。

教材、図書等の充実

良好な教育環境を確保するために、教育教材、管理備品、図書等の整備・充実を図ります。

子育て家庭への経済的支援

経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助制度により就学を支援していきます。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
学校満足度	学校評価の分析により、満足度を判断します。	80.0%	90.0%
不登校出現率、いじめの発生率	生徒指導調査の分析により、出現率および発生率を判断します。	不登校 0.29% いじめ 0.35%	不登校 0.13% いじめ 0.17%

小1プロブレム、中1ギャップ 問題の状況	異校種間接続の問題の対象となる児童 生徒の「生活アンケート」により、満 足度を判断します。	70.0%	95.0%
-------------------------	---	-------	-------

協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

保護者や地域住民の教育力を活かして、学校教育体制および学習環境の充実に取り組みます。

関連施策

第3章・第3節・第2項「幼児教育の環境整備」

* 小一プロブレム：入学したばかりの小学1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、先生の話
を聞かない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

* 中一ギャップ：小学校から中学校に進学した際、小学校の担任制から中学校の教科単位のクラス編成になる等、
大きな環境の変化に起因し、不登校やいじめの増加などの問題が生じる現象のこと。

第2項 学校教育内容の充実

施策の目指す姿

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成することのできるまち。

施策の現状

総体的に学力向上策を推進し、その成果は徐々に上がってきており、体力についても向上傾向にあ
ります。子どもたちの「ふるさと人間」に対する関心度は年々高まっており、「食」や「健康」へ
の関心も徐々に高まりつつあります。

施策の課題

- ・基礎・基本の定着を図り、思考力、判断力、表現力などを含めた確かな学力を身につけさせるため、
学校（授業）および家庭での学習の充実に総体的に図っていく必要があります。
- ・地域人材等を活用した体験活動をとおして、道徳教育、人権教育を充実させ、子どもたちの「思い
やりの心」や「郷土を愛する心」をさらに育てていく必要があります。
- ・基本的な生活習慣を確実に身につけさせるとともに、自分の健康は自分で守るための資質や能力を
身につけさせる必要があります。

施策の方向性

学力向上の充実

小中一貫教育の推進、ユニバーサルデザイン*の視点に立った教育（障害のある子もない子も自
分の力を精一杯発揮できる支援を行う教育）の推進、ICT*を活用した教育の充実、教職員の
資質向上を目指した研修の充実、家庭学習の充実などに取り組み、学力向上につなげます。

豊かな心を育む教育の推進

ふるさと人間を愛する子どもの育成、道徳・人権教育の充実、体験活動を活かした教育の推進、
地域人材の活用などに取り組み、豊かな心を育む教育を推進します。

健康・安全教育及び学校給食の推進

体力・健康の保持・増進、安全・防災教育の充実、食育の推進、国民運動「早寝、早起き、朝ごは
ん」の推奨などに取り組み、健康教育を推進します。併せて、安全・安心でおいしい学校給食の
提供を推進します。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
家庭学習の実施率	国や県の学習状況調査により、達成度を判断します。	56.0%	80.0%
ふるさと人間への関心度	国や県の学習状況調査により、関心の高さを判断します。	58.0%	80.0%
朝食をとっている子どもの割合	国や県の学習状況調査により、達成度を判断します。	89.0%	100.0%
自転車用ヘルメットの着用率	児童生徒へのアンケートにより、安全意識を判断します。	60.0%	80.0%

協働のとりくみ方向 【行政主導】

地域の資源や人材を学校教育に活用することで、子どもたちの生きる力を育む教育に取り組みます。

*ユニバーサルデザイン：すべての人にとって使いやすいように、はじめから意図して作られた製品・情報・環境のデザインのこと。

*ICT：情報通信技術の総称。「Information and Communication Technology」を略したもの。

第3節 社会教育の充実

政策目標

市民一人ひとりの主体的な学習活動を促進することで、学びを通じて生まれる人の輪が広がっていく、活力あるまちを目指します。

重点的取組

社会教育環境の充実

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
社会教育活動・文化サークル活動に対する満足度	市民意識調査の結果から、社会教育環境の充実が図れているかを判断します。	0.121	0.130
社会教育施設に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、社会教育施設の整備やサービスの充実が図れているかを判断します。	図書館 0.394 公民館 0.292	図書館 0.450 公民館 0.320
文化財などの保護に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、文化財保護・活用の充実が図れているかを判断します。	0.176	0.226

第1項 社会教育環境の充実

施策の目指す姿

「個人の要望」とともに、「社会の要請」を踏まえた学習機会および情報の提供が充実したまち。

施策の現状

市民ニーズに対応した学習機会の提供や、暮らしに役立つ資料の収集・提供を行っています。また、講演会、講座など多様な事業をあらゆる年齢層の市民を対象に実施しています。さらに、現代的・社会的課題を取り上げ、地域や各施設の特色を活かした事業を実施するとともに、広報紙やホーム

ページを活用して社会教育に関する情報を提供しています。

施策の課題

- ・ 現代的・社会的課題に対応した学習の機会の提供をより充実させることが必要です。
- ・ 社会教育に関する情報の収集と提供については、より充実させることが必要です。

施策の方向性

社会教育の機会の充実

現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実を図ります。

資料の収集・提供の充実

市民ニーズや現代的・社会的課題に対応した資料を収集し提供します。

社会教育に関する情報の提供の充実

広報紙・ホームページ等の充実や各種メディアの活用など、社会教育に関する情報提供の充実を図ります。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
社会教育事業の参加者数	現代的・社会的課題に対応する事業への参加人数により、社会教育の機会の充実度を判断します。	230,231 人	240,500 人
博物館観覧者数	博物館観覧者数により、学習機会の充実度を判断します。	31,810 人	34,000 人
図書館入館者数	図書館入館者数により、学習機会の充実度を判断します。	694,482 人	720,000 人
資料点数	博物館資料のホームページ上での公開件数および図書館図書の所蔵点数により、資料の収集・提供の充実度を判断します。	39,970 件 564,024 点	46,470 件 600,000 点
ホームページへのアクセス件数	アクセス件数により社会教育に関する情報の提供の浸透の度合いを判断します。	667,536 件	740,300 件

協働のとりくみ方向 【行政主導】

市民の主体的な参画を促進することで、市民ニーズに合った社会教育事業に取り組みます。

第2項 家庭・地域の教育力の向上

施策の目指す姿

家庭・学校・地域等が連携して子どもの教育に取り組むことができるまち。

施策の現状

青少年関係団体との協働による事業の実施や、団体活動の支援を行うとともに、子育て支援団体等と連携して子育てや家庭教育を支援する事業を実施しています。また、学校や老人クラブ等と連携して、世代間・地域交流事業を実施しています。

施策の課題

- ・ 子育てや家庭教育を支援する、発達段階に応じた教育プログラムの充実が必要です。
- ・ 少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、家庭・地域の教育力が低下しているため、向上を図る必要があります。

- ・子育てサークル等、団体の会員数が減少しているため、支援が必要です。

施策の方向性

乳幼児の親を支援する事業の充実

社会教育を通じて、子育ての不安解消や親同士の仲間づくりを促進する事業を充実し、乳幼児の親を支援します。

小中学生の親を支援する取り組み

P T A や子育てサークルなどによる家庭教育を支援する事業の充実、親同士の交流の促進など、社会教育を通じて小中学生の親の支援に取り組みます。

家庭・学校・地域等の連携の促進

体験事業等の実施を通じて家庭・学校・地域等の連携を促進します。また、連携を通じて、家庭・地域の教育力を高めます。

団体支援の充実

子育てサークル等の団体への支援を充実します。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
子育て・家庭教育事業の実施数	子育てや家庭教育を支援する事業の実施数により、事業の充実度を判断します。	210 事業	215 事業
家庭・学校・地域等と連携した事業の実施数	事業の実施数により、連携の度合いを判断します。	434 事業	466 事業
子育てサークルの数	社会教育施設における子育てサークルの数により、活動の推進が図れているかを判断します。	24 サークル	27 サークル

協働のとりくみ方向 【市民主導】

市民の自主的な活動を支援することで、家庭の教育力の向上に取り組みます。

関連施策

第3章・第3節・第5項「子育て支援及び子育て支援の充実」

第3項 青少年教育の充実

施策の目指す姿

将来への夢や希望を持って前向きに努力する自立した青少年が育つまち。

施策の現状

青少年を対象に居場所づくり、リーダー養成、体験事業等を実施しています。また、青少年関係団体を支援するとともに、協働による事業の企画・運営を行っています。

施策の課題

- ・青少年の社会性や創造性を育むための体験事業の充実が必要です。
- ・自尊心*および自己有用感*を高めるための居場所づくり事業の実施や、青少年が参画しやすい事業の充実が必要です。
- ・青少年関係団体への活動支援の充実が必要です。

施策の方向性

体験機会の充実

学齢等に応じた、自然体験や社会体験、生活体験等、青少年が参加しやすい多様な事業の充実を図ります。

居場所づくりの充実

中学生、高校生等の青少年がのびのびと過ごせる場を提供する事業の充実を図ります。

青少年関係団体の支援の充実

青少年関係団体への活動の場の提供、課題解決などの支援や、協働事業の充実を図ります。

青少年を対象にしたスタッフ及びリーダー養成

ボランティア体験などを通じて、青少年を対象にした事業スタッフおよびリーダー養成に取り組みます。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
体験事業の実施数	事業数により、体験機会の充実度を判断します。	174 事業	196 事業
居場所づくり事業の参加人数	事業の参加人数により、事業の充実度を判断します。	20,857 人	22,090 人
参画型事業の実施数	青少年が参画する事業数により、充実度を判断します。	56 事業	61 事業
協働事業の実施数	青少年関係団体との協働事業の数により、充実度を判断します。	127 事業	129 事業
ボランティア体験事業、リーダー養成事業の参加人数	事業に参加した青少年の人数により、事業の充実度を判断します。	194 人	239 人

協働のとりくみ方向 【市民主導】

青少年関係団体の自主的な活動を支援することで、青少年の健全育成に取り組みます。

* 自尊感情：自分には価値があり、自分を大切に思える感情のことで、自己を肯定的に評価している状態。

* 自己有用感：他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

第4項 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援

施策の目指す姿

市内の貴重な文化財および伝統文化を未来へ継承するとともに、市民の郷土意識が育まれるまち。

施策の現状

調査・研究を通じて貴重な文化財を選び出し、指定文化財に指定して保存を図るとともに、指定文化財の保存に必要な事業に対して支援を行っています。また、さまざまな文化財保護啓発事業を実施し、市民が文化財に親しむ機会を提供しています。埋蔵文化財については、試掘・発掘調査を実施し将来に向かって記録として残しています。伝統文化の普及伝承のため、伝統文化活動団体を支援するとともに協働による事業の企画運営を行っています。

施策の課題

- ・市内の貴重な文化財を掘り起こし、指定することで、保存を図っていく必要があります。
- ・無形民俗文化財の伝承では、後継者育成のため、適切な支援が必要となります。
- ・文化財保護への理解を深めるため、保護啓発事業を推進していく必要があります。

- ・指定文化財等の計画的な修繕を行い、保存を図るとともに、市民文化の向上や観光の振興に資するための活用を図っていく必要があります。
- ・埋蔵文化財は、保存だけでなく、調査成果等を活用し、保護啓発を図っていく必要があります。
- ・伝統文化活動団体への活動支援の充実が必要です。

施策の方向性

指定文化財等の保護

指定文化財など、貴重な文化財の保存と活用に取り組みます。

文化財保護啓発事業の実施

身近な文化財を活かし、市民に郷土の魅力を再認識してもらう事業を実施します。また、文化財を活用して市民文化の向上や観光の振興に取り組みます。

近代化遺産の保存・活用

「西洋館」「旧黒須銀行」等の近代化遺産の保存、両施設が一体となった魅力ある活用事業の実施などに取り組みます。

埋蔵文化財の保護

記録保存のための試掘・発掘調査の実施、出土品等の活用などに取り組みます。

伝統文化活動団体の支援の充実

伝統文化活動団体への活動の場の提供、協働事業の充実などに取り組みます。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
指定文化財の件数	貴重な文化財が適切に保護されているかを判断します。	70 件	78 件
文化財保護啓発事業への参加人数	市民の文化財保護意識の高まりを判断します。	190 人	250 人
西洋館・旧黒須銀行の来館者数	近代化遺産を活かした事業が行えているかを判断します。	2,800 人	10,000 人
埋蔵文化財の報告書刊行数	埋蔵文化財が適切に保護されているかどうかを判断します。	34 冊	42 冊
伝統文化活動団体の会員数	貴重な伝統文化が適切に伝承されているかを判断します。	740 人	現状維持

協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

文化財保護団体および伝統文化活動団体の活動の支援や協働で事業を実施することで、文化財の保護、伝統文化の普及、伝承に取り組みます。

第4節 生涯スポーツの充実

政策目標

だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた人生を送ることができるまちを目指します。

重点的取組

スポーツ・レクリエーション活動の推進

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
週に1日以上スポーツをしている市民の割合	市民意識調査の結果から、生涯スポーツの推進が図れているかを判断します。	41.0%	50.0%
スポーツ・レクリエーション活動の推進と施設の整備に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、スポーツ・レクリエーション活動の推進やスポーツ環境の整備が図られているかを判断します。	0.077	0.127

第1項 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策の目指す姿

市民が、スポーツやレクリエーション活動を通じ、健全な心と身体を培い、明るく豊かな人間性を育むことのできるまち。

施策の現状

市民の健康づくりや体力向上のために、気軽にスポーツやレクリエーションに親しむ機会を提供しています。スポーツおよびレクリエーション関係団体と連携を図りながら、各種スポーツ教室等を開催するとともに、市民が実践する競技の目標達成度を確保するために各種スポーツ大会等を開催しています。また、地域住民のスポーツ活動を充実させるため、地区体育館の活用に加えて身近な小中学校の体育施設の開放を行っています。

施策の課題

- ・ より多くの市民が参加できる、多様な体験機会を提供する必要があります。
- ・ 市民の健康増進を目的として開催する事業は、市民にわかりやすい事業にするため、庁内関係課との調整を図った上で計画する必要があります。

施策の方向性

スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

イベントや教室等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実を図ります。

スポーツ・レクリエーション事業の推進

健康増進を目的とした事業や競技力向上および目的達成度を確保する大会を実施します。

学校体育施設の開放

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の場として、小中学校の体育施設の有効活用を図ります。

地区体育館の活用

地区体育館を活用してスポーツ活動の推進を図ります。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
生涯スポーツフェアの参加者数	気軽に体験できる生涯スポーツフェアの参加者数により、市民のスポーツやレクリエーションに対する関心度を判断します。	2,213人	3,000人
学校体育施設の利用者数	学校体育施設の利用者数により、地域住民のスポーツ活動に対する関心度を判断します。	130,531人	140,000人
地区体育館の利用者数	地区体育館の利用者数により、スポーツ活動の推進状況を判断します。	161,658人	170,000人

協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民との協働でスポーツ・レクリエーション事業等を実施することで、生涯スポーツの充実に取り組みます。

関連施策

第3章・第6節・第1項「健康づくりの推進」

第2項 スポーツ環境の整備

施策の目指す姿

市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境の充実したまち。

施策の現状

「人間市スポーツ推進計画」に基づいて、各種スポーツ施策を推進しています。また、指導者の資質向上や新たな指導者の養成、スポーツおよびレクリエーションの振興を図るとともに、優秀な成績を収めた選手や団体への功績を讃えることを目的としたスポーツ奨励金や顕彰制度を設けています。さらに、市民が安全・安心して利用しやすい体育施設の環境整備に努めています。

施策の課題

- ・スポーツ指導者の資質と指導力の向上とともに、後継者の養成が求められています。
- ・ソフトボール、テニス、サッカー等のスポーツ施設の充実が求められています。
- ・地区スポーツ広場の整備は、地域バランスや周辺環境を考慮しながら取り組む必要があります。

施策の方向性

スポーツ指導者等の充実

スポーツ指導者やレクリエーション指導者を充実するため、その養成に取り組みます。

スポーツ・レクリエーションの顕彰

優秀選手や優秀団体の顕彰および奨励金の交付により、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

関係団体との連携

体育協会やスポーツ推進委員協議会等との連携により、スポーツ活動を推進します。

スポーツ施設の整備

地区スポーツ広場や各種スポーツ施設の計画的な整備を図ります。

成果指標

指標	内容	現状値	目標値
スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金の申請件数	申請件数により、市民の競技スポーツにおける活躍度を判断します。	33件	40件
体育協会への加盟団体数	加盟団体数により、スポーツ活動団体の充実度を判断します。	38団体	40団体

協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

体育協会等関連団体と連携して、市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりに取り組みます。

■資料編■

【答申書】

平成 28 年 8 月 5 日

入間市長 田中 龍夫 様

入間市振興計画審議会
会長 松 下 庄 一

入間市総合計画（案）について（答申）

平成 27 年 6 月 12 日付け入企発第 216 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

人口減少社会の到来をはじめ、社会、経済環境が大きく変化する中、市政運営においてはかつてないほどに様々な課題に直面しています。

こうした課題を着実に解決し、さらなる市民生活の向上につながる市政を実現していくためにも、本市のまちづくりの最上位計画となる総合計画の重要度はますます高まっており、その策定に向けては市民の理解と参画が必須となります。

そのため、今回の計画策定にあたっては公募による市民会議が設置され、行政職員との協働によって基本構想の草案が検討されました。

当審議会はその成果を受けて 8 回にわたる会議を開催し、「入間市総合計画・基本構想」及び「入間市総合計画・前期基本計画」について慎重に審議を重ね、別添のとおり「第 6 次入間市総合計画・基本構想（案）」及び「前期基本計画（案）」を取りまとめました。

今後、市長においては本答申の趣旨を尊重のうえ、積極的かつ効率的な施策の展開を図り、第 6 次入間市総合計画が目指す「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」の実現に向けて取り組むことが必要です。

なお、審議会としての附帯意見を次のとおり提起しますので、本計画の推進にあたり十分に配慮されることを要望します。

【附帯意見】

「香り豊かな緑の文化都市」の実現に向けて、緑豊かな自然と清流に恵まれた環境を守り、都市と自然が調和する、人にも自然にもやさしいまちづくりを進めること。

総合計画に基づく各種施策の推進にあたっては「元気な入間まちづくり基本条例」に基づき、市民と市との協働を基本とし、積極的に市民の参画を図ること。

人口構成の変化を伴う人口減少のなか、地域の活力を維持していくために、産業振興及び仕事の創出に努め、地域経済の活性化を図ること。

総合計画の着実な推進に向けては、市民意識を踏まえ、施策を適切に評価するとともに、必要に応じて事業の見直しに取り組むこと。

厳しい財政状況を積極的に開示し、市民と共有することで、行政改革を確実に実行し、健全財政の維持向上を図ること。

人と人とのつながりを大切にすることで、それぞれの日常の中に入間市らしい生活の豊かさを見いだせるようなまちづくりを進めること。